

包括連携協定の具体的内容

鎌倉市と総社市とは、障がい者雇用の推進に向けて、緊密な相互連携のもと、『共生社会』の実現に向けた包括連携協定を締結します。

具体的には、次のような分野での取り組みを進めます。

1 障がい者雇用の情報発信や施策PR等啓発に関すること

【内容】

▶ 障がい者雇用事業の取り組みの普及・啓発

鎌倉市、総社市が取り組んでいる障がい者雇用事業について、市民や企業、自治体に対し情報発信等を行い、障がい者雇用の取り組みの普及、啓発を行っていく。

▶ オンライン等による啓発イベントの実施

両市の実施するオンラインセミナー等を相互参加ができる環境作りを進めていく。

2 地域の特性を活かした事業所運営、商品開発に関すること

【内容】

▶ 地域特性を活かした事業所運営の手法・商品開発の促進

鎌倉市、総社市それぞれの地域特性を活かした商品を市内福祉事業所と連携し開発をしていく。また、開発した商品は両市の福祉ショップ等で販売を行っていく。

3 情報共有と人材交流に関すること

【内容】

▶ オンラインによる情報共有、人材交流の実施

オンライン等による定期的な情報共有や両市の支援ノウハウの共有、障がい者雇用センター職員による人材交流等の実施

4 その他両市の特性を活かした連携

【内容】

▶ 就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所の工賃向上に向けた取り組み

鎌倉市、総社市ともに市内の就労継続支援A型事業所（以下「A型」）、就労継続支援B型事業所（以下「B型」）の工賃向上に向け、工賃の目標額を定めることで、両市が協力し、目標額達成に向けて進めていく。